

令和4年度射水市障がい者虐待防止ネットワーク会議議事録

日 時 令和4年11月16日(水)

10:00~11:00

場 所 射水市役所本庁舎4階 会議室 401

I 議題

- (1) 令和3年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告 資料1
- (2) 令和4年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について 資料2
事例報告(1件)

《質疑応答・意見・感想》

事務局 : 《説明》 令和3年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告

委 員 : 周知啓発事業を実施している事業所と具体的な中身を教えてほしい。

事務局 : 理解促進啓発事業は、地域活動支援センターの「ふらっと」と「つどい」に事業委託を行っている。また、「つどい」では、健康体操を開催し、参加者の交流を図り、障がい者の特性などについて健康活動を通じてお互いに理解を深め交流を図る事業を行っている。「ふらっと」では、よりよい支援を考える機会として、人権擁護虐待防止の研修会を開催している。

このほか、ピアサポート支援事業は、「つどい」では、障がい者の方がお互いの不安や悩みを共有し、共に活動する事業を行い、ランチづくりやゲーム、トーク会創作活動など、季節に応じた様々な活動を月替わりで開催している。「むげん」でも同様に月替わりで、体操の体験や、自身の生活について話をする機会パチンコ依存症やタバコ依存症などの動画を見て、話し合う機会を設ける活動等を行っている。

委 員 : 事業の評価ができるよう、次回から事業の実績も資料に記載されたい。

会 長 : ケアサポートについて、わかる範囲で教えてほしい。

委 員 : 今ほど報告した中にもあったように、事業所ではいわゆる依存症の人たちが、安心して社会に出ていくための環境整備を整えてきた。

令和3年度に関しては、コロナの影響で実施が難しいことがあったが、令和4年度

は参加者が増えてきて、自由に討論ができるようになってきている。社会参加ができるようになり、お酒を飲む機会など、近所付き合いもできるようになり、そうした取組みができるような仕組みをお手伝いしている。そのほかに、私たちとすれば、地域の方たちも、例えば顔が見える程度の近隣町内の方と交流を持ち、障がいがあったとしても、人格を守ってもらいながら、できる姿を地域の方に見てもらえる仕組みをつくっている。

また、講師をお呼びして、障がいのある方と地域の方が一緒に勉強会を開くなど、寺子屋のような勉強会ができるような仕組みをつくっている。

最低、月に1度はそういう交流ができる場を設けることができるよう頑張っている。

会 長 : ピアということなので、当事者同士でもまた支え合っているのか？

委 員 : 毎月2回、意見発表を通じて、親と子との関係、事業者たちとの関係を保ち、自立に向けて頑張っていく形を目指し、何でも話せる全体会を開催している。

時々、当事者同士のけんかのようなものも出る。精神障がいを軸とした場所では、被害妄想みたいなものが出てくる場合もある。その場では、精神保健福祉士などの資格を持ったスタッフが対応し、大きなトラブルにならないように話し合いをしている。

事務局 : 《説明》 令和4年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について

委 員 : コロナ禍で、障がい者がいる家庭で介護者のイライラ感が重なり、ひきこもり状態が生じることもあるのではないかと思う。事業者が、どこまで支援をしていけばいいのかなかかわからない。障がい者が年齢を重ねると、身体的な自立ができなくなってしまうことがある。介護度が高くなった時に、どこまで公的な介護が導入できるか、また、支援があれば問題ないのかなど、加齢に関することが大きな課題になってきているのではないかなと思っている。こうした事例は、当事業所でも2、3件ある。

また、今後、家庭の中で問題解決が必要になった時に、閉塞感からのトラブルも生じるのではないかと心配している。対応方法が難しい。

会 長 : 虐待事案になる可能性があるのではないか。

この会議の名称は、虐待防止ネットワーク会議である。発生した虐待事案に対応するよりは、虐待を未然に防ぐという観点が非常に重要である。

委 員 : 周知をするターゲットをどの辺にしていくなか、とても大事なところである。幼少の頃か

ら虐待に関する正しい周知を受けて、その理解をしてきた子どもが大人になれば、虐待はかなり予防できるのではないかとされている。

虐待に関する相談を受けて、その都度、被害者や加害者の現状、また、虐待のきっかけなど分析してきたと思う。その上で、特にターゲットを絞って、啓発を進めることなど考えていると思うが、考え方をお聞かせ願いたい。

事務局：虐待の通報は、高齢者に比べ、障がい者の通報件数は若干少ないが、その中でも家庭内の発生が非常に多い状況であり閉塞的な場で起きる場合もある。

精神障がい者の成長に伴い、家族との関係性が逆転し、障がい者が力まかせの行動に出る場合や、反対に家族の方が非常に経済的な拘束をすることにより反発が起きるような状況もある。家族の関係性もあるが、その年代に応じた適切な対応を考えていきたいと思っている。今後の課題として、就労系、通所系などの事業所や、家族会なども含めたアプローチを検討していきたい。

事務局：例えば、手をつなぐ育成会では、障がい者の年代に応じて、これまでも成年後見制度の利用など、どのように支援をしていくか検証している。

さらに、先ほど、委員の発言にあった、子どもの頃からの障がいに関する理解促進に関しては、身体・視覚・聴覚障がい者について、各小学校で研修等を行っている。

知的・精神障がい者への支援とその理解に関する対応については、今後どのようにできればよいか課題として検討していく必要がある。

会長：初等教育段階から、障がいへの理解を盛り込んだ周知をしていくことで、虐待が発生しないのではないかと遠い先を見据えた考え方は重要である。

また、以前より大分緩和されたものの、現在はコロナという特殊な状況である。外部から隔離された際に、家族同士ずっと顔を突き合わせる。障がいと関係なく、イライラしたりすることはある。例えば、生活介護、いわゆるデイサービスの事業所から聞いた話だが、以前と同じことをやっても、利用者の行動が変わってきたという話がある。

おそらく、このコロナが蔓延している状況によって、私たちの心の中とか、生活にも少し影響があるのではないかと感じる。

そうした状況を含め、今回様々なご意見が出たので、次年度に向けて検討をお願いしたい。

事務局：《説明》事例報告(1件)

委員：被虐待者の方は何に困っているか。

虐待者がどの程度話を理解できるのか、説得をしても理解ができないのであれば、説得というよりは、虐待者が理解できる支援が必要になってくる。被虐待者が今、何を困っているのかが支援の肝である。金銭に関する相談がないのであれば、生計維持ができていないのか。食事の確認も必要である。

被虐待者の困りごとが見えてこない。

ひきこもり対応は非常に難しく、家から引っ張り出せばいいというものではなく、長期的な対応が必要である。

被虐待者の困りごとはすぐに解決できることなのか、解決できないことなのか、どうしても無理な解決もあるので、その見極めが必要だと感じる。

事務局：被虐待者は、やはり経済的にひっ迫したぎりぎりの生活を送っており、生活福祉資金の貸付を社協に相談することもあり、虐待者が年金を受給できないことが被虐待者にとって大きな困り事ではないかと感じている。虐待者は、ひきこもりの状況であり、受診に向けたアプローチを続けるだけでは難しい状況にある。

被虐待者がまずは外に出れる、その後の社会生活にも少しずつ踏み込んでいくために、少しずつ信頼関係を築き、射水市ふくし総合相談センターすてっぷと丁寧な伴走的な支援が必要ではないかと考えている。

被虐待者の困りごとは今は表出はされていないが、実際にはやはり経済的な問題が一番困っていると捉えている。最終的にはそこへ結びつけられるような丁寧な支援が必要だと考えている。

委員：被虐待者には軽度の知的障害があるということなので、困りごとを表に出せないということが難しいと考えている。金銭的に本当に困っていて、貸し付けを利用して何とか生活できていると思っているのか、のちのちそれでは困るという理解が被虐待者にきちんと伝わっているのかが少し気になる。

支援者の困り事と、当事者の困り事はよくずれる。当事者とすり合わせをしないと、支援者だけ空回りしている事が時々ある。当事者が本当に困っているという認識について、支援者が確認をすることも大事ではないかと思う。

委員：生活福祉資金の貸付の返済能力を判断する場合、ケース会議の際に専門職、サービス提供者の見立てを行うことで、具体的な金銭面での分析ができる。そうすれば、もう少し具体的な話をできるのではないかと。

会 長： ケース会議が開かれていて、すてっぷを中心に支援を組み立てているのではと思われるが、どうか。

事務局： 虐待報告時の訪問の際に、相談員、サービス事業所、市役所職員による担当者会議は行った。その後、相談員の半年ごとのモニタリングの際に虐待者への支援を進めていくことを確認し、すてっぷとの連携を検討している。

会 長： 障害基礎年金 2 級ということは 6 万ぐらいしか収入がないはずだが、一体、どのように生計を維持しているのか。現在は、物価が高騰し、光熱費が高い状況にある。多分、預金を切り崩し、そして生活福祉資金の貸付を相談する状況にあるということであれば、被虐待者の年金が受給できたとしても、生計の改善は急には難しく、この冬、非常に心配なケースだと感じている。

事務局： 今後は、モニタリングの機会や、社協との連携を踏まえて、お互いの自立した生活を支援できるよう支援を検討していく。

会 長： 被虐待者の体調が悪いとのことで、就労支援事業所にどれだけ通えているのか心配である。予断を許さないケースではないかと思う。

また、虐待者は重度心身障がい医療費助成が利用できるのか。もし、利用できないのであれば医療費負担もあるのではと心配したが、療育手帳 B の方も医療費助成を受けているのであれば安心した。

虐待がいつ起こってもおかしくないような状況が今もあるのだろうか。

また、自宅にお風呂がないことなど、虐待者と被虐待者の身の回りの生活がどのように行われているのか、気になることは色々あるが、事業者が入って支援が行われていることは確認できたので、また、状況報告をお願いしたい。